



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 817 道路の区域変更 (道路保全課) 1
 818 道路の供用開始 (") 1
 819 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2

○ 正誤

- 平成22年7月16日付け和歌山県報第2176号和歌山県告示第766号中 2

告 示

和歌山県告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市龍神村福井字上八平451番3地先から同市龍神村福井字小菅476番地先まで	旧	10.50 } 23.20	321.30	
同上	旧	11.20 } 67.70	281.92	
同上	新	11.20 } 67.70	281.92	

和歌山県告示第818号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道424号

供用開始の区間 田辺市龍神村福井字上八平451番3地先から同市龍神村福井字小菅476番地先まで
供用開始の期日 平成22年8月3日

和歌山県告示第819号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

海南市船尾地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
日方川(1-202-1-064)、藤尾谷川(1-202-1-065)、日方川右支溪(1-202-1-066)、日方川右支溪(1-202-1-067)、寒谷・西船尾・西船尾・琴ノ浦東(I-458)、琴ノ浦西(I-490)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

正 誤

平成22年7月16日付け和歌山県報第2176号和歌山県告示第766号中

ページ	行目	誤	正
5	下から2	平成23年4月26日	平成22年4月26日